

磐梯町農業委員会 9 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 4 年 9 月 2 1 日（水）午前 9 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

1 7 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 1 2 番 加藤 健一

会長職務代理者 1 1 番 田中 重博

委 員

1 番 金田 未樹 3 番 佐藤 栄祐 4 番 前田 諭志

5 番 川井 信之 6 番 鈴木 勇一 7 番 遠藤 充孝

9 番 田中 茂 1 0 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

3 番 鈴木 照喜 4 番 加藤 正己 5 番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

2 番 鈴木 翼 8 番 上野 庄市

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 2 番 鈴木 一功

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 6 7 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第 6 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員10名、農地利用最適化推進委員3名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第7条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 6番 鈴木 勇一 委員

議席 7番 遠藤 充孝 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第3 議案第67号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第67号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和4年9月21日提出。

1番でございます。農地の所在は、大字〇〇字〇〇106番 畑 農振農用地 面積は633㎡ 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇です。利用目的は畑、期間は5年、10アール当たり賃借料は5,000円です。この農地は、以前は町の〇〇〇〇〇〇〇〇で借りていた農地ですが、以降、個人で利用権設定していた農地でしたが、その個人の方が〇〇〇〇に返したいということで今回、〇〇〇〇〇〇〇〇で再度利用権設定をするという内容であります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

昨年話のあった、中学校で畑を耕作してみたいという話とは違うのか。

事務局

それとは別な件になります。以前、〇〇〇〇〇〇〇〇で借りていたハウスの部分がありま

して、5年満了して新規就農者の方に一旦貸出したところですが、新規就農者の方ができないということで借り戻しをしたことで、また〇〇〇〇〇〇〇で管理するということになりました。

議長

他に質問等ございませんか。

9番 田中 茂 委員

この場所はどの辺になりますか。

事務局

〇〇地区の農村公園の北側になります。

議長

他に質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第67号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 1番について承認することに決定いたします。

議長

2番について、川井 信之 委員の関連なので退席を求めます。

(川井 信之委員 退席)

続いて、2番について、事務局に説明を求めます。

事務局

2番です。農地の所在は、大字〇〇字〇〇1番 田 農振農用地 面積は1,280㎡
新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者
(耕作者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は10年、10アール当り賃借料は無償です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第67号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 2番について承認することに決定いたします。

川井 信之 委員に着席を求めます。

(川井 信之 委員 着席)

議長

日程第4 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める、令和4年9月21日提出。

まず1番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇〇42-1番外1筆、地目は田、農振農用地、2筆面積合計は3,936㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇〇〇でございます。転用目的が作業ヤード、仮設迂回道路及び搬入道路でございます。転用理由が、町道磐梯大谷線道路整備事業に伴う作業ヤード、仮設迂回道路及び搬入道路として使用ということでございます。一時転用になりました、期間は、許可日から令和7年9月30日までの一時転用の最長の3年間です。

2番以下、転用目的、転用理由、期間等は1番と同様ですので省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に2番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇36-1、地目は田、農振農用地、面積は274㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇〇〇でございます。

続いて3番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇11-1外1筆、地目は畑、農振農用地、2筆面積合計は2,650㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇〇〇でございます。

次に4番です。農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇1番、地目は田、農振農用地、面積は737㎡のうち35㎡、権利が賃貸借でございます。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏外1名、借受人が〇〇〇〇でございます。

次に、申請書の説明をいたしますのでタブレットをご覧ください。

まず、許可申請書の方をご覧くださいと思います。こちらの申請書は令和4年9月5日に提出いただきまして、同日受付をしております。次ページが、土地の所在地番等になります。こちらについては、先ほど議案の中で説明申し上げた内容になっております。6筆合計面積で6,895㎡でございます。次のページに、3. 転用計画の(1) 転用目的は先ほど議案の中で申し上げたとおりで、作業ヤード、仮設迂回道路及び搬入道路ということでございます。なお、後ほど事業計画の中で説明申し上げます。(3) 期間につきましては、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの一時転用の最長期間の3年間を設定してございます。工事期間も同期間であります。(4) 転用の時期、施工概要ですが、特に建築物はございません。土地の造成で全面積となります。4. 権利の設定については賃貸借となります。次のページの資金調達計画ですが、全体では39,500千円で工事費、賃借料となっております。続いて、6について、土砂の流出については、法面

勾配を1：1.5にして土地の流出等の災害を防止する。農業用排水施設については、現状と同等の水路及び暗渠を布設することで排水路を確保し支障を及ぼさない。周辺の農地の影響については、周辺は田及び町道であり、仮設迂回道路及び排水路を確保することにより周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないということであります。次のページが今回の設定人と被設定人の氏名と現住所の一覧となっております。次に事業計画書が添付されております。①事業の必要性ですが、町で事業を進めております「町道磐梯大谷線道路整備事業」で実施する必要があるということでございます。なお、町の事業ではありませんが、JRの線路の下をくぐる部分の工事につきましては県代行事業で行うということになっております。②土地の選定理由については、この整備工事と一体的に行うということで、付近の最小限の用地を選定したということでございます。③権利関係の同意についてですが、一部利用権、抵当権の設定がございましたので、後ほど確認いただきたいと思っております。⑤土地の利用計画についても、建築物はありませんので、全面積を利用するということでございます。最後のページの一番下になりますが、今回の一時転用で、土砂搬入の際には、シート等により農地を養生し、搬出後はシート除去後、表土敷均しを行い、必要に応じて現場発生土の黒土により表土の入れ替えを行い、現状復旧とするということです。

次に位置図をご覧くださいと思います。場所は〇〇地区から〇〇地区へ向かう町道のJR踏切の周辺部分になります。事業スケジュールは、工事は本年10月から始まり来年の4月からはJR作業ヤードの工事、最終的には令和7年9月完了予定であります。この期間でもスケジュール的になかなか厳しいと聞いておりますので、場合によっては、この期間が延長される場合もあるということでございますが、一時転用の最長期間3年で予定しているところでございます。次に現況写真で仮設道路、作業ヤード、搬入道路が示されています。次に公図の写しで、今回の申請地の地番等の確認をお願いいたします。次に用地実測図でございますが、青く塗られている部分がすでに用地買収している部分になりまして、今回の一時転用に係る部分が赤く塗られているところになります。土地利用計画図も添付されておりますのでご確認ください。続いて、登記事項証明書をご覧くださいと思います。地番、所有者等確認下さい。その中で、〇〇〇〇さんの権利関係で、乙の部分に抵当権の設定がございますのでご確認くださいと思います。次に箇所管理調書が添付されておりまして、資金計画の確認となります。続いて、町の予算書の抜粋が添付されております。次に、抵当権解除証明書が添付されておりまして、登記簿謄本には、まだ記載されておりますが、実際には解除されているという証明書でございます。権利者同意書は、抵当権設定の関係で根抵当権者からこの事業への同意書をいただいております。

以上 農地法第5条許可申請の説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の田中 茂 委員より説明を求めます。

9番 田中 茂 委員

ただ今、事務局長より詳しく説明のあったとおりですが、9月15日に樋口事務局長、小川係長と私で現況確認をしてまいりました。場所は〇〇〇〇地区の浄化槽の南側でありまして、町道の工事に伴う一時転用であります。周辺は優良農地ではありますが、これからの工事の進め方など確認したところ農作業には影響はないということでした。将来的には、一時転用でありますので現状復旧をするということで、今案件について特に問題はないと思われしますので、十分にご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 質問・意見ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

参考までに教えていただきたいのですが、農地法の場合で経営面積は0になっていますが、以前農業委員会に取り決めをしていたのがあると思うので、経営面積の取扱いはどうなっているのか。

事務局

今回の案件に関しましては、公共事業の一時転用になりますので、経営農地はありませんので、農地取得の下限面積には関わらないということになります。また、前の案件も併せての質問だと思いますが、公共事業ということであれば、経営農地の下限面積の経営とは違う種類になりますので下限面積は適用していないということでご理解いただきたいと思います。

農地法第5条なので、農地をそのまま農地として使うのではなくて、農地以外に転用して使うということになりますので、経営農地ではなくなりますので適用になりません。あくまでも第5条なので、農家ではない方も第5条の申請で転用取得ということになりますので経営農地という考え方にはなりませんのでお願いいたします。

10番 佐藤 栄喜 委員

第5条で農業を目的としていないのだから、農地以外のものに転用して、賃貸借したり売り買いしたりする訳ですから、下限面積についてそういうことが書かれていたと思うのですが。

事務局

農地法第5条で農地を農地以外で使うという許可申請になりますので、経営農地ではありませんのでご理解いただきたいと思います。

議長

他に質問・意見ありませんか。

3番 佐藤 栄祐 委員

以前、東側の地区で一時転用の許可申請の際に、道路を通行止めにして工事を行なって

いたと思うのですが、今回の申請地が〇〇地区の中心部になっていて農道も狭かったり、農繁期のシーズンということもあるので、トラックの通行などがどういう風になるのか、何時から何時まで通行するとかあるのでしょうか。

事務局

この資料の6番の土地利用計画図をご覧くださいと思います。図面の真ん中がJRの線路になっておりまして、それを横断するように工事が行なわれますので、線路と並行して走っている農道は通れなくなります。そのために仮設道路を設置するという事でございます。仮設道路の設置の時期についても、農繁期に被らないようにという話も地元の方からありまして、秋の稲刈りが終わった後に、まずは仮設道路の設置を行なうということであります。併せて、用水路、来年の春からの作業に支障がないようにしまして工事を行なうということになっております。作業ヤードも結構広くありますが、道路上に大型の重機を止めないということ、周りの土地も含めての一時転用したいということ、で6,000㎡超の面積になったということで聞いておりますので、地元の農作業をする方と〇〇課の中で話を進めながら作業が行なわれるということでご理解いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長

他に質問・意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第5 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・次回定例会については、10月20日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第5 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

続いて、２．磐梯町農業振興計画総合見直し土地利用計画（案）について事務局に説明を求めます。

事務局

２．磐梯町農業振興計画総合見直し土地利用計画（案）についてですが、当初、商業用地や宅地開発など農地以外の利用について開発計画が見込まれた訳ですが、町、民間含めて大きな開発計画はないということでご理解いただきたいと思います。今回、それぞれ図面があるわけですが、黄色に着色されて部分が農振農用地になります。その中で、部分的に赤く着色した部分は、今回農振除外の候補地でございます。青く着色して部分については、今回農振農用地に編入する農地になります。主な編入理由としては、地区の集落協定に基づいて今後管理する農地として含めたいということでの編入の理由でございます。今回一番申し出が多かったのは、太陽光発電でございました。こちらが７件ということで〇〇地区の１箇所、他〇〇地区６件で計７件挙がっております。次に多かったのが、農地として利用できないという申し出が５件ございました。他の理由には、資材置き場、駐車場が４件、鉄塔敷で１件ということで、申し出については計１７件で、面積としては５．２ヘクタール除外の申し出が提出され、図面に赤く着色しております。その他、昨年からの農業委員会における農地パトロールと今年の農地パトロールにおける利用状況調査において確認した農地として保全していくには困難な部分については、ある程度集団的な部分について赤く着色しておりまして、その部分も含めて農振除外が約４６ヘクタールということになっております。今回、除外、編入する候補地となる農地について皆様に確認いただきたいと思います。なお、この候補地をもとに県と除外の変更協議を行なっていくところでございます。今後の予定は、県との協議が概ねまとまった段階で、町農業振興地域整備推進協議会でご審議いただいて、今年度末までには計画策定していきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

日程第５ その他 ２．磐梯町農業振興計画総合見直し土地利用計画（案）については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

続いて、３．農地等の利用の最適化に関する指針（案）について事務局に説明を求めます。

事務局

３．農地等の利用の最適化に関する指針（案）についてですが、農業委員会等に関する法律第７条に基づきまして、農地等の利用に関する推進について、農業委員会は定めなければならないとなっております。こちらは３年ごとに見直しをしまして、今年見直しということでのご提案となります。

では、タブレットのデータをご覧ください。

まず、１．遊休農地の解消についてですが、・・・でありまして、具体的な取り組み３点を挙げさせていただきました。次に、２．担い手への農地利用集積については、・・・となりまして、こちらも３点の具体的な取り組みを挙げさせていただきました。次に、３．新規参入の促進についてですが、・・・でありまして、具体的な取り組みでは関係機関等と連携し、相談及び農地の斡旋の検討をしていきます。

最後に、その他ですが、本指針は３年ごとに見直しを行なう。ただし、必要があればその都度見直しをすることができるものとするということです。

以上、このような内容で磐梯町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について定めていきたいと思っておりますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

４番 前田 諭志 委員

農振総合計画と面積の関係を教えていただきたいのですが、農地面積は黄色い部分でしょうか、遊休農地はどこになるのか。

事務局

先ほど、農振計画の図面との関連でございますが、黄色に着色している農振農用地の部分が７４１ヘクタールということで見ていただきたいと思います。ただし、農振農用地については農地以外の雑種地、畦畔、農業用施設の用地も含めて約１，０００ヘクタールございます。先ほど除外するのは４６．５ヘクタールと申し上げましたので、目標の４６．２ヘクタールが全部なくなるということではありませんが、現在、除外候補地としておりますので、来年末には除外が確定すれば、この計画を見直しして面積の減をしていきたいと考えております。

４番 前田 諭志 委員

遊休農地は除外の候補地になっていくということですか。

事務局

そうですね。遊休農地で再生困難な農地は除外しようとしています。今回の遊休農地面積の４９．２ヘクタールと４６．２ヘクタールに含まれておりますので、この部分が非農地化されれば面積が減るので、遊休農地の解消ではなくて、遊休農地が非農地化されるということでの面積の減があると思っておりますので、農振計画が策定された段階で、再度面積の

整理はしたいと思っております。

4 番 前田 諭志 委員

経営体を増やすということですが、現在の数はどうなっているのか。どのくらい増やそうとしているのか。

事務局

新規就農の相談いただいている方何件かございます。具体的な就農まで至っていないというのが現状でございます。毎年何件も新規は難しいので、年間1件ずつ新規参入を増やしていきたいという目標でございます。

現在、磐梯町においては、認定農業者の数が55経営体ございます。毎年、離農ではなくても認定農業者をやめたいという方も1～2人出てきております。その減少した数に対して新規参入枠を推進しながら、町として55経営体くらいを維持していきたいという考えであります。今回3名の見込みで挙げましたが、現在相談を受けている方が1名、町地域おこし協力隊で、今後新規就農する希望がある方も1名おりますので、来年再来年に向けて進めていければと考えております。

また、各集落において法人化の動きもありまして、法人化されれば、何人かが集まり1経営体となつての数の増減はあると思いますが、併せて、法人化の推進も進めているところですので、3年間で3経営体の新規参入があればいいかなという目標と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第5 その他 3. 農地等の利用の最適化に関する指針(案)については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

続いて、4. 肥料・飼料価格高騰緊急対策事業について 事務局に説明を求めます。

事務局

4. 肥料・飼料価格高騰緊急対策事業についてですが、タブレットのデータをご覧いただきたいと思います。まず、「肥料・飼料価格高騰緊急対策事業」をご覧下さい。そちらでは1. 事業の経緯から記載がございます。新型コロナの影響による米価下落に加え、ロシアのウクライナ侵攻等の世界経済の不安定化による肥料・飼料原料価格高騰等の影響を受けている生産者に対して一部の助成をすることで、水田農業・酪農経営の再生産を支援するという町の独自の事業でございます。2. 事業の概要ですが、まず、肥料価格高騰への助成であります。水稻農家もちろんですが、酪農の肥料高騰が著しいということで大変厳しい情勢が続いていることもありまして、町としては2本立ての事業であります。

その中でも（１）肥料高騰の稲作経営体への支援であります。こちらは「福島県肥料高騰緊急対策事業」へ町が上乗せをするということでございます。水稲については、１０アールあたり５００円、水稲以外の作物（転換作物）は１０アールあたり１，５００円で、これについては、町に営農計画を提出して販売しているもので、自家消費等は対象外となります。その県事業に対しまして、町単独の上乗せ補助を行ないますということです。どちらとも１０アールあたり５，０００円の補助を行うということでもあります。ただし、主食用米の生産数量目安を達成している方に限定させていただきます。先ほど説明しました県事業は、そのような制限はありませんので目安に関わらず対象になりますが、町の上乗せ分については限定するということです。（２）飼料高騰の酪農家への支援となりますが、今年４月から来年５月までに購入した輸入粗飼料に対して１キログラムあたり１０円の助成を行なうということで、今月９月定例議会で予算も決定いただきまして、今後町の事業として実施していくということになります。予算総額は２２，５００千円となります。実施年度も今年度に限るということになります。

次に、県事業の「福島県肥料高騰緊急対策事業①」についてです。趣旨については、町の事業と同様でございます。内容は、水稲及び水稲からの転作を行なっている経営体に対して、肥料の一部を助成するというものであります。助成額は先ほど申し上げました、水稲については、１０アールあたり５００円、水稲以外の作物は１０アールあたり１，５００円です。こちらも実施年度は、今年度に限るということになります。

続いて、「福島県肥料高騰緊急対策事業②」についてです。こちらは先ほど説明しました内容が図で示されております。

現在事務としては、県の助成金の申請を１本立てで町も行なっていきたいと考えています。これは、申請者の申請事務軽減のために、県事業と町の事業の申請についてはひとつで行なっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、資料には書いてありませんが、水稲の経営面積３，０００㎡以上が対象となるということで、その面積未満の農家の方は対象にはならないということになります。

最後に、「肥料価格高騰対策のごあんない」をご覧ください。こちらが国が出している肥料価格高騰対策の事業となります。肥料費を支援しますということではありますが、支援の対象となるのは本年６月から来年５月までに購入した肥料となります。支援内容が、化学肥料提言の取組を行なった上で前年度から増加した肥料代について、その７割を助成するというものですが、その７割については国の方で定める統計データ基に算出するということなので、実際にどのくらいの金額になるのかは今のところわかりません。次のページに申請方法が記載されておりますが、国では農業者グループで考えているようですので、

以上 よろしく願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

3 番 佐藤 栄祐 委員

肥料価格高騰に対して、町単独での支援は大変ありがたいと思いますが、肥料高騰に関しては、水稻農家ではなく水田へ転換した園芸農家が支援対象にならないというのは、園芸をメインとしている農家にはないがしろにされたような印象を受けます。

今後、もしこのような支援があるのならば、磐梯町の農家を守ろうという形で行なっていただけるならば良いと思います。もちろん水稻農家が肥料をかなりの量を使用するのはわかっていますが、園芸農家も同様だと思いますので、そのあたりことも酌んでほしかったなと思いました。

事務局

たしかに、水稻以外にもあるというのは重々承知しておりますが、今回の県の考え方ですが、昨年の新型コロナによる米価下落への影響が大きい生産者という定義をしておりますので、米価が今年産は若干上がっておりますが、生産者価格にはまだまだ難しいというのもあって、米価下落の影響を受けている水田農業への支援ということであります。

もちろん、園芸農家の方をないがしろにしているという訳ではございませんので、まずは米価下落の影響が大きく、今後生産の継続性が難しい部分での取り組みをさせていただいておりますのでご了承いただきたいと思います。

国の事業では、今年6月分からが対象となっております。県も協議会ができて、ようやく動き始めたところですので、農協さんが生産者部会含めて取り組みをどう進めていくのかということで話をしておりますので、国では、田でも畑でも水田農業ばかりではないので対象になるように進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第5 その他 4. 肥料・飼料価格高騰緊急対策事業については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 事務局からこれ以外で何かございませんか。

事務局

では、私の方から、農業委員会の視察研修についてです。

前回も申し上げましたが、日程は11月16日から18日までの広島方面への視察研修で予定しております。研修先につきましては、現在問い合わせ中です。

参加につきましても、今月中に一度集約しまして、10月14日まで最終調整したいと思いますので、後日、再度確認したいと思います。

以上 よろしく申し上げます。

議長

その他 これ以外で委員の皆さんからご意見何かございませんか。
(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時25分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和4年9月21日

議長（会長）

署名人

署名人